

# 令和5年第10回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年10月25日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後1時55分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：月岡 颯空							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	欠
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和5年第10回農業委員会の総会を開会いたします。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、11番 野村委員、1番 松原委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。</p>
日程第2 第29号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第29号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 本案件は、本年4月の総会で審議し、「異議なし」と回答しました農振除外案件になります。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては、4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地は旧神川東部土地改良区による県営畑地帯総合農地整備事業の実施区域内になります。申請地の現況につきましては、資材置場に違反転用されておりましたが、4月の除外申請前に是正を行い原状</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>松本委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>回復されております。</p> <p>申請地周辺には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は周辺地域に居住する者の業務上必要な施設を集落に接続して設置するものであるため、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま</p> <p>す。</p> <p>譲受人は申請地の隣に事業所を構え、主に空調設備や給排水工事等を行う法人で、既存の資材置場では重機や資材が置ききれなくなっていることから、申請地を取得し新たな資材置場として整備する計画での申請となります。詳しくは6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、転用に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第29号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第29号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>



会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に入ります。 第29号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第29号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第30号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	議長	<p>申請番号1番についてご説明いたします。議案書11ページをご覧ください。 本案件は、本年4月の総会で審議され、5月に県の許可を受けました太陽光発電事業に係る計画変更申請になります。 申請地につきましては、渡瀬地区にあります〇〇から東におよそ60mの位置にあり、住宅が密集する集落の中にある第2種農地になります。詳しくは議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。 計画変更の内容としましては、太陽光パネルの配置を見直し、設置枚数を140枚から180枚に増やすとともに、パワーコンディショナーの形式を変更するものです。詳しくは15ページの変更前配置図と、16ページの変更後配置図をご確認ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番の担当委員は私です。現地の状況ですが、夏場は草木が生えて荒れ放題でしたが、現在は伐採されて綺麗になって土が見える状態になっていました。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤委員	<p>質問ではないのですが、渡人の住所が〇〇郡〇〇市となっておりますがこれは正しいのですか。</p>
	事務局	<p>申し訳ありません。システム上の登録ミスだと思われます。住所の「〇〇郡」を削除してください。</p>
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第30号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第30号議案1番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、2番と3番は砂利採取の案件ですので一括して審議したいと思います。9番の藤牧委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔藤牧委員退室〕</p>
	議長	<p>それでは、事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書11ページから12ページの申請番号2番と3番は、〇〇株式会社による砂利採取事業に係る一連の案件であるため、一括してご説明させていただきます。</p> <p>本案件は、昨年11月の総会で審議され、同年12月に県の許可を受けました砂利採取事業に係る一</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>安達推進委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>時転用の計画変更申請になります。</p> <p>申請地につきましては、〇〇の南方およそ500mの位置に広がる農振農用地区域内の農地、いわゆる青地農地です。詳しくは議案書17ページの位置図、18ページの案内図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、採取場の湧き水が多量で処理作業に時間を要したことや、コロナウイルス感染症の影響による作業員の不足により、作業工程に大幅な遅れが生じたことから、採取期間を6ヶ月間延長するものです。</p> <p>採取期間以外の計画については変更ありませんが、19ページに土地利用計画図と、別添で詳細図をお付けしてありますのでご確認ください。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号2番と3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特に意見はありませんが、説明のとおり湧き水が多いようで、採取地に池のように溜まっていました。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番と3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第30号議案2番と3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第30号議案2番と3番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、藤牧委員の退席を解きます。</p> <p>〔藤牧委員入室〕</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第31号議案 神川町農用地利用集積 計画（案）について</p>	議長	<p>第30号議案2番と3番については、承認相当とすることで結審しましたので報告します。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。 第31号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>10月受付分は全部で3件になります。 申請番号1番は〇〇地区にお住まいの方で、主に梨を栽培しています。 農機具はSS、運搬車、ハンマーモアを各1台所有しているとのこと。過去にも利用権の設定をした実績があります。 申請番号2番から3番の受人は、現在は〇〇市にお住まいですが、3番の農地に隣接する渡人所有の空き家を購入して引っ越す予定で、露地野菜の栽培をしていく予定とのこと。 農機具については、勤務先の〇〇や仕事仲間から、耕運機、トラクター、もみすり機、トラックを借用できるということでした。 この方は3条での農地売買の相談がありましたが、受人に営農実績が無いことから、まずは利用権設定をすることになり今回の申請に至りました。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。 農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に入ります。 第31号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>



会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項 その他	議 長	〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第31号議案については原案のとおり決定いたします。
	議 長	以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。 報告事項はありませんので、最後にその他になります。事務局よりお願いします。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第11回農業委員会総会について</li> <li>・「地域計画話し合いの手引」の配布について</li> </ul>
	閉 会	議 長